

『国際私法年報』レフェリー規程

第1条 レフェリー制の趣旨・目的

レフェリー制は、提出された原稿(執筆者名を削除したもの)をレフェリーが事前に読み、学会誌に掲載すべき水準の論文であるか否かを審査し、再考して修正すべき点があるとすればどこかを学会の同僚として執筆者に内々にアドバイスすることを目的とする。

第2条 最終判断権

原稿に掲載するか否かの最終判断権は編集委員会にある。

第3条 レフェリー制の運用

- (1) レフェリーの対象は、「論説」として年報への掲載が予定されている原稿とする。
- (2) レフェリーは原稿ごとに2名以上付ける。
- (3) レフェリーの氏名およびレフェリーによる審査結果については公表しない。
- (4) 最終的な編集委員会の結論が掲載不可の場合には、掲載不可の旨を執筆者に伝える。この場合には、次号回しにするなど、再度チャンスを与えることもある。
- (5) レフェリー制の具体的な運用については、編集委員会が定める『国際私法年報』レフェリー要領による。

第4条 編集委員の守秘義務

編集委員は、レフェリーの氏名、その審査結果、原稿に掲載するか否かの判断に関する編集委員会での審議内容、その他編集委員としてレフェリー制に関する職務を行うにあたって知りえた秘密を漏らしてはならない。

附則 この規程は2012年5月13日から施行する。『国際私法年報』レフェリー制の運用について」は廃止する。